じぶんの町を良くするしくみ。

# 赤い羽根 ひがしうら



# 令和4年度実績額

5,797,395<sub>円</sub>

令和4年度も町内のみなさまのご理解、ご協力を賜わり、 心よりお礼申し上げます。

みなさまからお寄せいただいた寄付金は、東浦町のまちを 良くする活動に約8割、愛知県内の広域の社会福祉施設 の整備や団体の事業等に約2割が役立てられます。

#### 東浦町では、次のような事業に役立てられます。

#### 地域福祉推進のために

- ●地域支え合いセンター 「にじいろひろば」設置・運営事業
- ●ボランティア団体等助成事業
- ●「ひがしうらのふくし」発行事業
- コミュニティ福祉活動支援助成事業

#### 子どもたちのために

- ●福祉協力校助成事業
- ●子どもの貧困対策事業
- ●こんにちは赤ちゃん訪問事業

#### 障がいのある方のために

- ●福祉車輌貸出事業
- ふれあいレクリエーション大会

#### 髙齢者のために

- ●ひとり暮らし高齢者等見守り事業
- ●集いの場運営費助成金事業

#### 歳末たすけあいに

●年末年始応援パック配布事業



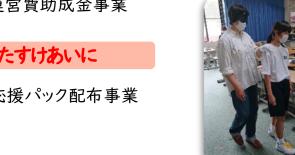












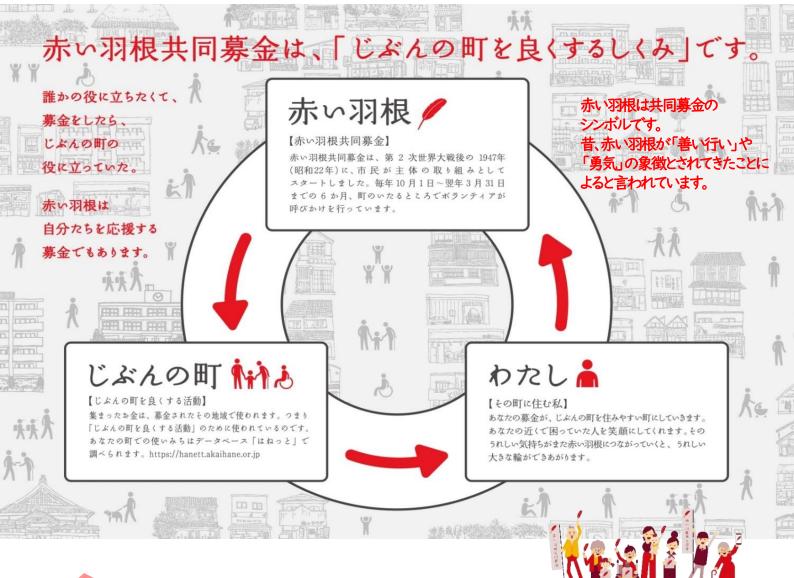
#### 大口寄付者紹介(7万円以上)

前田紡績株式会社 様 東浦町民生委員・児童委員協議会 様 東浦町立小·中学校 児童·生徒·職員 様

~多額のご寄付をありがとうございました~

### 東浦町共同募金委員会

〒470-2103 知多郡東浦町大字石浜字岐路23-1 町福祉センター内 TEL(0562)84-3741 FAX(0562)84-3737 Email:h-syakyo@ma.medias.ne.jp



#### 寄付金の税制優遇

「赤い羽根共同募金」への寄付は、法人、個人ともに、税制上の優遇措置の対象となります。 (指定寄付金対象となる数少ない団体のひとつです。)

・個人による寄付

所得税については所得控除または税制控除

所得控除額=寄付金額(年間所得の40%を限度とする額)-2,000円

税額控除額={税額控除対象寄付金額(年間所得の40%を限度とする額)-2,000円}×40%

住民税については税額控除の対象となります。

税額控除額={寄付金額(年間所得の30%を限度とする額)-2,000円}×10%

・法人による寄付

法人税については全額損金算入となります。

## 

#### 共同募金は災害時にも役立っているの?

大規模な災害が起こった際の備えとして、 都道府県の共同募金会では募金額の一部を 「災害時準備金」として積み立てています。 この積み立ては、大規模災害が起こった際に、 災害ボランティアセンターの設置や運営など、 被災地支援に役立てられます。



赤い羽根データベース はねっと

で検索!